広報 つきがた

No. 94
昭和52年9月10日発行
発行／新潟県月潟村役場
毎月10日発行　1部10円
（昭和52年7月22日第三種郵便物認可）

人口動態	8月31日現在				8月中の移動			
	世帯数	795	人口総数	3,846	出生	4	転入	5
	（男	1,871	女	1,975）	死亡	1	転出	2

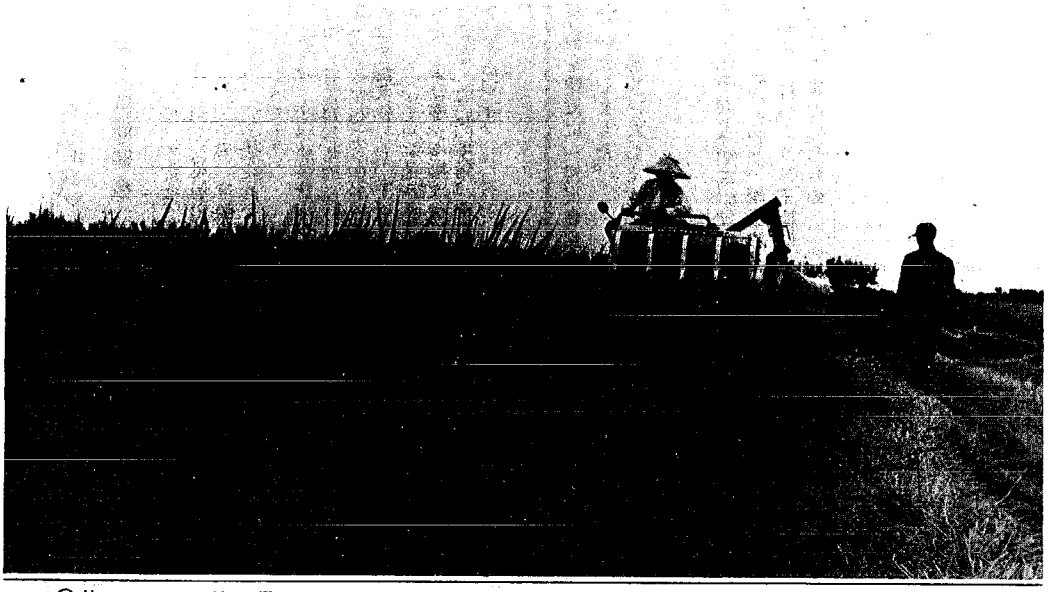

収穫に期待をこめて 刈り入れ急ピッチ！

比較的好天に恵まれて作況も「やゝ良」と言われる今年の稲作も実りの秋が訪れ、各部落では急ピッチで刈り取りが始まりました。

コンバインの音がうなり、次々と刈り取られる稲……。これから日いちにちと秋が深まってきます。

あなたも青色申告をしませんか

皆さん既にご存知のとおり、現在の税制は、自分の所得や税額を自分で計算して納税する申告納税制度が採用されておりますが、正しい申告と納税を行うためには正確な記帳が必要なことは申すまでもありません。皆さんの中には「記帳をする」ということを非常に大変な作業と考えている方が多いようですが、所得税の青色申告のために、特に「簡易帳簿」による記帳が認められており、簡単に決算までできる仕組みになっております。

青色申告を行いますと税金の面でいろいろ有利な取扱いが受けられることになっています。

青色申告ができる人は、事業所得（商売や農業など）不動産所得（土地や建物などの貸付）、山林所得のある人です。

青色申告の特典

青色申告をすると、次のような特典が受けられます。

◎青色申告をしている人は、一律に十万円を所得金額から控除することができます。

◎事業を営んでいる人の配偶者や十五才以上の親族で、その事業にもっぱら従事している人に支払った給与は、その全額が必要経費になります。

◎売掛金や貸付金の貸倒れに備えて、年末の売掛金や貸付金などの五・六％（金融業は三・三％）までの金額を、貸倒引当金として必要経費にすることができます。

◎年末の商品などのたな卸高の二・四％（特定商品は五％）までの額を価格変動準備金として必要経費にすることができます。

このほか「みなし法人課税の選択」や「純損失の繰越し、繰戻し」など、三十六の特典があります。

青色申告をはじめるには

むずかしい手続はいりません。税務署に「青色申告承認申請書」の用紙がありますから、これに必要な事項を記入して、税務署に提出して下さい。

なお、帳簿のつけ方など、わからないことは、お気軽に税務署・税務相談室にお尋ね下さい。